

【表紙】
【提出書類】 訂正発行登録書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2026年2月4日
【発行者の名称】 ポーランド共和国
(The Republic of Poland)
【代表者の役職氏名】 財務省 財務次官 ジュランド・ドロップ
(Jurand Drop,
Undersecretary of State, Ministry of Finance)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小馬瀬 篤史
【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 (03)6775-1000
【事務連絡者氏名】 弁護士 小馬瀬 篤史
【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 (03)6775-1000
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 債券

【発行登録書の内容】

提出日	2025年11月6日
効力発生日	2025年11月14日
有効期限	2027年11月13日
発行登録番号	7-外債1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額3,000億円
発行可能額	3,000億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2026年2月4日（提出日）である。

【提出理由】 2025年11月6日に提出された発行登録書につき一定の記載情報を追加し、同発行登録書に添付された「発行者の概況の要約」と題する書面を差し替え、さらに2026年2月4日に提出された有価証券報告書の訂正報告書を同発行登録書の参照書類とするため本訂正発行登録書を提出するものである。（訂正内容については、本文および添付書類を参照のこと。）

【縦覧に供する場所】 該当なし

- 注(1) 本書中の以下において、「発行者」とは、財務大臣により代表されるポーランド共和国国庫(The State Treasury of The Republic of Poland represented by The Minister of Finance)(以下「国庫」という。)を指すものとする。本書中の、「ポーランド共和国」、「共和国」または「ポーランド」とは、文脈により国庫または国庫としての意味を持たないポーランド共和国のいずれかを指す。
- (2) ポーランドの通貨はズウォティ(PLN)である。
参考までに、2026年1月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買取相場仲値は、1ズウォティにつき43.63円であった。
- (3) ポーランドの会計年度は12月31日に終了する。

- (4) 本書中の表で数値が四捨五入されている場合、合計は数値の総和と必ずしも一致しないことがある。
- (5) 本書中の表の中の数値であって括弧書きされているものは負の数値を表記するものである。
- (6) 本書において、ウェブサイトおよびURLへの参照は非アクティブなテキスト形式による参照である。これらのウェブサイトおよびURLの内容は本書の一部を構成せず、また本書に組み込まれたものとはみなされない。

【訂正内容】

第一部【証券情報】

以下の記載が、発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に挿入される。

『< 第（未定）回ポーランド共和国円貨債券（2026）および第（未定）回ポーランド共和国円貨債券（2026）（グリーンボンド）に関する情報 >

以下に記載するもの以外については、債券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

発行者は、以下に記載される引受人を共同主幹会社として指名しており、円貨債券（以下「本件円貨債券」という。）および/または円貨債券（グリーンボンド）（以下「本件グリーンボンド」という。）を単数本または複数本立てで起債する予定である（かかる債券を以下「本債券」と総称する。）。実際に発行される本債券の内容が決定した場合、発行登録追補書類において、各種類の本債券の情報が当該債券の見出しの下に記載される。ただし、かかる情報が発行登録書（その後の訂正を含む。）に既に記載されている場合は、省略される。また、本件円貨債券および本件グリーンボンドは、それぞれ、実際には発行されない場合がある。

以下の「第1 募集債券に関する基本事項」には、発行者が発行予定の第（未定）回ポーランド共和国円貨債券（2026）（以下「第（未定）回円貨債券」という。）および第（未定）回ポーランド共和国円貨債券（2026）（グリーンボンド）（以下「第（未定）回グリーンボンド」という。）について記載されており、別段の記載がない限りまたは文脈により、「本債券」とは第（未定）回円貨債券および第（未定）回グリーンボンドのすべてまたはいずれかをいう。また「本債権者」とは、本債券の保有者の総称または文脈により第（未定）回円貨債券および第（未定）回グリーンボンドのいずれかの回号の本債券の保有者を意味する。ただし、債券の債権者はかかる債権者が保有するそれぞれの債券に従った当該債券に基づく権利を有する。

第1【募集債券に関する基本事項】

1【発行主体】

本債券は、財務大臣により代表されるポーランド共和国国庫が発行するものである。ポーランド法上、国庫とはポーランド共和国の保有する全ての資産の集合に法人格が付与されたものを指し、国庫による本債券の発行に伴って負担する債務はポーランド共和国自体の債務となる。ポーランド共和国のすべての資産を責任財産として国外で債券を発行する権限を与えられているのは、発行者のみである。財務大臣は、発行者を代表して本債券を発行する権限を有している。ポーランド共和国には本債券発行に関する特別の会計は存在しない。財務大臣は2026年予算法（以下「予算法」という。）にて規定される債務額を限度として発行者に代わって債券を発行する権限を有している。予算法の第5条によれば、借入れおよび国庫証券の発行による2026年12月31日時点における債務の残高増加額が、債券の予定された償還および期限前償還分を差引後5,100億ズウォティを超えることは許容されていない。

2【募集要項】

< 第（未定）回円貨債券 >

債券の名称	第（未定）回ポーランド共和国円貨債券(2026)（注1）		
記名・無記名の別	-	債券の金額の総額	（未定）
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円

発行価額の総額	(未定)	利率	年率(未定)%
利払日	毎年(未定)月(未定)日および(未定)月(未定)日		
償還期限	(未定)年(未定)月 (未定)日	申込期間	2026年(未定)月(未定)日
申込証拠金	なし	払込期日	2026年(未定)月(未定)日
申込取扱場所	下記記載の共同主幹事会社の日本国内の本店および各支店		

<第(未定)回グリーンボンド>

債券の名称	第(未定)回ポーランド共和国円貨債券(2026)(グリーンボンド)(注1)		
記名・無記名の別	-	債券の金額の総額	(未定)
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円
発行価額の総額	(未定)	利率	年率(未定)%
利払日	毎年(未定)月(未定)日および(未定)月(未定)日		
償還期限	(未定)年(未定)月 (未定)日	申込期間	2026年(未定)月(未定)日
申込証拠金	なし	払込期日	2026年(未定)月(未定)日
申込取扱場所	下記記載の共同主幹事会社の日本国内の本店および各支店		

(注1) 本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本債券の譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および本項「振替機関」に記載の振替機関が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則(以下、総称して「業務規程」という。)に従って取り扱われる。

本債券の債券(以下「本債券の債券」という。)は、本債権者が、振替法のもとに定める例外的な場合に本債券の債券の発行を請求しうる場合を除き、発行されない。本債券の債券が発行される場合、かかる本債券の債券は無記名式かつ支払期日未到来の利札付に限るものとし、本債権者は本債券の債券につき記名式への変更を請求することはできない。

本債券の債券が発行された場合、本債券の債券に表章された本債券の元利金の計算および支払いの方法、本債券の債券の保有者による本債券の債券に表章された本債券に基づく権利の行使および本債券の債券に表章された本債券の譲渡、ならびに本債券の債券に表章された本債券に関するその他の一切の事項は、その時点で適用ある日本国の法令および規則ならびにその時点の日本国の一般的な市場慣行に従うものとする。本債券の要項(以下「債券の要項」という。)の規定と上記のその時点で適用ある日本国の法令および規則ならびにその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合には、上記の当該日本国の法令および規則ならびに市場慣行が優先するものとする。本債券の債券の発行に関する一切の費用は共和国の負担とする。

(注2) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

引受けの契約の内容

<第(未定)回円貨債券>

元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者			元引受けの条件
会社名	住所	引受金額	

大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	(未定)百万円 (共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので個々の共同主幹事会社の引受金額はない。)	本債券の総額は、発行者と共同主幹事会社との間で2026年(未定)月(未定)日に締結される予定の元引受契約に従って、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされる。共同主幹事会社に対し支払われる本債券の幹事、引受および販売手数料の総額は、本債券の総額の(未定)%に相当する金額である。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
(上記の3社を総称して、「共同主幹事会社」という。)			

<第(未定)回グリーンボンド>

元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者			元引受けの条件
会社名	住所	引受金額	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	(未定)百万円 (共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので個々の共同主幹事会社の引受金額はない。)	本債券の総額は、発行者と共同主幹事会社との間で2026年(未定)月(未定)日に締結される予定の元引受契約に従って、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされる。共同主幹事会社に対し支払われる本債券の幹事、引受および販売手数料の総額は、本債券の総額の(未定)%に相当する金額である。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
(上記の3社を総称して、「共同主幹事会社」という。)			

債券の管理会社

本債券に関しては、債券の管理会社は設置されない。

財務代理人兼発行・支払代理人

本債券の財務代理人兼発行・支払代理人(以下「財務代理人」という。)	
会社名	住所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

振替機関

本債券の振替機関(以下「振替機関」という。)	
会社名	住所
株式会社証券保管振替機構	東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 振替機関を指称する場合はすべて、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなされる。

財務上の特約

担保設定制限については、後記「6 担保又は保証に関する事項」を参照。

期限の利益喪失事由については、後記「7 債券の管理会社の職務 - 財務代理人の職務」を参照。

3【利息支払の方法】

<第(未定)回円貨債券>

本債券の利息は、2026年(未定)月(未定)日(当日を含む。)から(未定)年(未定)月(未定)日(当日を含む。)までこれを付し、毎年(未定)月(未定)日および(未定)月(未定)日に各々その日(当日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息については、1年365日の日割計算によりかかる期間中の実日数について支払われる。各本債権者に対して支払うべき利息の総額は業務規程に従って計算される。

本債券の利息は償還期日後はこれを付さない。ただし、共和国が償還期日に債券の要項に従った償還を怠ったときは、当該償還期日(当日を含まない。)から償還が実際に行われる日(当日を含む。)までの期間中の実日数につき、前記「2 募集要項」の<第(未定)回円貨債券>の利率欄に定める本債券の利率による利息(1年365日の日割計算による。)を日本円で支払う。ただし、その期間は、(振替機関が運営する社債等の振替制度に基づく支払代理人としての資格における)財務代理人(以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。)が、その受領した本債券全額の償還のための必要資金を関係する機構加入者(業務規程に定義されるもので、以下「機構加入者」という。)に配分する日を超えないものとする。ただし、かかる支払期限経過後の配分が業務規程のもとで実務上可能でない場合は、当該期間は後記「7 債券の管理会社の職務 - 財務代理人の職務」第5段落に従い、財務代理人が最後に公告を行った日から起算して14日を超えない。

<第(未定)回グリーンボンド>

本債券の利息は、2026年(未定)月(未定)日(当日を含む。)から(未定)年(未定)月(未定)日(当日を含む。)までこれを付し、毎年(未定)月(未定)日および(未定)月(未定)日に各々その日(当日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息については、1年365日の日割計算によりかかる期間中の実日数について支払われる。各本債権者に対して支払うべき利息の総額は業務規程に従って計算される。

本債券の利息は償還期日後はこれを付さない。ただし、共和国が償還期日に債券の要項に従った償還を怠ったときは、当該償還期日(当日を含まない。)から償還が実際に行われる日(当日を含む。)までの期間中の実日数につき、前記「2 募集要項」の<第(未定)回グリーンボンド>の利率欄に定める本債券の利率による利息(1年365日の日割計算による。)を日本円で支払う。ただし、その期間は、(振替機関が運営する社債等の振替制度に基づく支払代理人としての資格における)財務代理人(以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。)が、その受領した本債券全額の償還のための必要資金を関係する機構加入者(業務規程に定義されるもので、以下「機構加入者」という。)に配分する日を超えないものとする。ただし、かかる支払期限経過後の配分が業務規程のもとで実務上可能でない場合は、当該期間は後記「7 債券の管理会社の職務 - 財務代理人の職務」第5段落に従い、財務代理人が最後に公告を行った日から起算して14日を超えない。

4【償還の方法】

<第(未定)回円貨債券>

本債券は、期限前に償還され、または買入消却されていない限り、(未定)年(未定)月(未定)日に各本債券の金額の100%で償還される。

共和国またはその政府機関（後記「6 担保又は保証に関する事項」に定義される。）は、公開市場等から本債券を随時買入れることができ、適用ある法令および業務規程に別途定める場合を除き、その選択により買入れた当該本債券を消却するかまたは消却せしめることができる。

<第（未定）回グリーンボンド>

本債券は、期限前に償還され、または買入消却されていない限り、（未定）年（未定）月（未定）日に各本債券の金額の100%で償還される。

共和国またはその政府機関（後記「6 担保又は保証に関する事項」に定義される。）は、公開市場等から本債券を随時買入れることができ、適用ある法令および業務規程に別途定める場合を除き、その選択により買入れた当該本債券を消却するかまたは消却せしめることができる。

5【元利金支払場所】

本債券の元利金は、本債権者が機構加入者である場合には当該本債権者に直接、それ以外の場合は当該本債権者が業務規程に従って本債券を記録するために口座を開設した口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を通して当該本債権者に対して、振替法および業務規程に従って支払代理人によって日本円で支払われる。上記にかかわらず、支払代理人が共和国から受領した本債券の元利金の支払いに必要な資金を関連する機構加入者に配分した時点で、共和国は、本債券の要項に基づく支払義務から免除される。

6【担保又は保証に関する事項】

本債券は、共和国の直接かつ無条件の一般債務であり、本債券相互の間において、現在または将来のいつの時点でも、優先または劣後することなく、同順位である。共和国は本債券の元利金の支払いを適時に適切に行うこと、および本債券に基づく共和国のその他すべての義務を適時に適切に履行することをその最大限の信頼と信用に基づき約束する。本債券に基づく共和国の支払義務は、適用ある法律のうち強行的に適用される条項により優先される債務を除き、共和国の現在および将来の他の無担保かつ非劣後の債務と少なくとも常時同順位である。

未償還の本債券が存在する限り、共和国は、共和国またはその他の者（以下に定義する。）の公的対外債務（以下に定義する。）を担保するために、またはその他の者の公的対外債務に関し共和国が保証または補償する債務を担保するために、共和国の現在または将来の資産または歳入の上に担保権（以下に定義する。）（許可担保権（以下に定義する。）を除く。）を設定せず、設定を許容せずまたはその担保権の存在を許容せず、さらに政府機関（以下に定義する。）に対しその設定、設定の許容、担保権の存在の許容を（共和国が拒否する権能を有する限りにおいて）認めない。ただし、本債券に基づく共和国の債務が、同時にまたはそれより前に、かかる公的対外債務と同等の順位をもって比例的に担保されるか、または本債券に基づく共和国の債務に後記「8 債権者集会に関する事項」に定める本債権者の決議により承認されたその他の取決めによる利益を附せられる場合には、この限りでない。

本項において、

「担保権」とは、共和国の債務の履行を担保する抵当権、負担、質権、先取特権、その他の担保権、または共和国の資産または歳入に類似の効果をもたらすその他の種類の優先的な取決めを意味する。

「許可担保権」とは、以下のいずれかを意味する。

- () 財産（または同種の資産の分類の中の一部を構成する財産で、担保権が随時かかる資産分類の構成要素を参照して特定されるもの）の取得のための資金調達を目的として生じた公的対外債務を担保するためにかかる財産に設定された担保権、または
- () 財産取得時にかかる財産にすでに設定されている担保権、または
- () 法の作用により発生する担保権で、適用されるべき資産に対して実行されていないかまたは執行されていない担保権、または
- () プロジェクトファイナンス（以下に定義する。）に関連して発生した公的対外債務の支払いを担保するまたは支払いのために提供される担保権。ただし、かかる担保権は、(A)当該プロジェクトファイナンスの対象物である財産、または(B)当該財産の運用、その仕様への不適合、開発、売

却、損失または完工の不履行、もしくは当該財産に対する損害から生じる収益または請求権に設定されるものとする。または

() 上記()から()に記載のいずれかの担保権の更新または延長したもの。ただしそれらにより担保されている公的対外債務の元本額は増額していないものとする。

「プロジェクトファイナンス」とは、財産の取得、建設、開発のためのプロジェクトの資金調達にのみ使用される資金提供の取決めのうち、資金を提供する者が、かかる資金の主たる返済源がかかるプロジェクトおよびかかるプロジェクトにより創出される収益（受取保険金を含む。）であることに合意するものをいう。

さらに、「第1 募集債券に関する基本事項」において、

「政府機関」とは、ポーランド共和国またはポーランド共和国政府の下部行政組織、地方政府、省庁、部局、または公法人（かかる組織が自治権を有するかどうかは問わない。）ならびにポーランド共和国またはポーランド共和国政府および/または1つもしくは複数の政府機関により直接または間接に支配されている（全部または一部を所有していることによるものか、議決権によるものか、または経営陣またはその構成員その他を指図するようなその他意思決定権の支配によるものかどうかは問わない。）法人またはその他の組織（ただし営利法人またはその他の営利目的の組織ではないものとする。）を意味する。

「公的対外債務」とは、1945年以降に発生した借入金債務のうち、(A) 証券取引所、自動取引システム、店頭市場その他証券市場において値付けされ、上場され、または通常売買されている、またはされうる債券、ノート、その他有価証券により証されたものであって、(B) ポーランド共和国の法定通貨以外の通貨建もしくは支払通貨がポーランド共和国の法定通貨以外の通貨のもの、またはかかる債券、ノート、その他有価証券の所持人の選択により支払通貨がポーランド共和国の法定通貨以外となるものを意味する。

「者」とは、個別の法人格を有するかどうかは問わず、個人、会社、法人、企業、パートナーシップ、合併企業、団体、非法人組織、信託その他区域または組織を意味し、国、国家機関その他団体を含むが、これらに限らない。

7【債券の管理会社の職務】

財務代理人の職務

財務代理人は、債券の要項ならびに共和国および財務代理人との間の2026年（未定）月（未定）日付財務代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）および業務規程に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、共和国の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務をも負担せず、また、本債権者との間で代理もしくは信託関係を有するものではない。財務代理契約（債券の要項を含む。）の写しは、本債券の償還日から1年を経過するまで財務代理人の本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

共和国は、財務代理人の任命を解除することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人兼発行・支払代理人（ただし、かかる後任の財務代理人、発行代理人および支払代理人が業務規程に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）が有効に任命されるまで在職することとする。かかる場合、共和国は、後記「11 公告の方法」に従いその旨を事前に本債権者に対し公告する。

後任の財務代理人、発行代理人および支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、債券の要項および財務代理契約において財務代理人、発行代理人および支払代理人として記載されていたのと同様に、財務代理人の地位を承継し、財務代理人と代替するものとし、債券の要項、財務代理契約および業務規程に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

振替機関が、共和国に対し、財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取り消す旨の通知をなした場合には、共和国は遅滞なく後任の財務代理人兼発行・支払代理人を任命し（ただし、かかる後任の財務代理人、発行代理人および支払代理人が業務規程に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本債権者に対し公告する。

支払代理人が、支払期日に支払われるべき本債券の元金または利息の全額を当該支払期日後に受領した場合、財務代理人は共和国に代わり実務上可及的速やかに、ただし遅くともかかる金額の受領後14日以内に、かかる金額を受領した旨、支払方法および支払日について本債権者へ公告するものとする。かかる受領の時点でかかる支払方法または支払日（またはその両方）を決定することができない場合、共和国または財務代理人はかかる金額を受領した旨および決定されている範囲内でかかる支払方法および/または支払日について公告を行い、後日、未決定の支払方法および/または支払日については、その決定後速やかに、本債権者に対して公告を行う。かかる公告に関して生じる一切の費用は共和国が負担する。

下記()、()のいずれかの事由（以下「期限の利益喪失事由」という。）が発生し、継続している場合には、財務代理人は、未償還の本債券の総額の25%以上の保有者から財務代理人の本店において共和国に対する書面による要求を受領した場合は、本債券全部につき直ちに期限の利益を喪失し支払われるべき旨を宣言するものとする。これにより、本債券全部はその後の行為または手続きを経ることなく、いずれの場合にも直ちに期限の利益を喪失し、本債券全部につき、経過利息を付して、各本債券の金額が直ちに支払われる。なお、本項に定める書面による通知または要求を行うにあたり、本債権者は、振替機関または口座管理機関が発行する本債券の保有を証明する証明書（以下「保有証明書」という。）を財務代理人の本店に対して呈示しなければならない。

() 本債券に関する利息の支払いが支払期日後30日以内になされない場合。

() 共和国が本債券に基づくかまたは本債券に関するその重要な義務の適式な履行または遵守を怠り、かかる旨の書面による通知を本債権者が財務代理人の本店において共和国に対して交付した後45日を経過しても、かかる懈怠が治癒されていない場合。

共和国が、未償還の本債券の総額の50%以上の保有者から、上記の期限の利益喪失の宣言を生じさせる期限の利益喪失事由がかかる宣言後に治癒され、かつかかる保有者がかかる宣言が撤回されるべきことを希望する旨の、保有証明書を付した書面による通知を受領した場合、共和国はかかる通知の受領の公告を行うものとし、これにより、かかる宣言は撤回され、失効するが、共和国がかかる公告をする前に生じた可能性のある債券の要項上のいかなる権利または義務も損なわれないものとする（ただし、共和国は、本項に従い本債券につき期限の利益を喪失し支払われるべき旨宣言されたときから期限の利益喪失の宣言の撤回までの間に共和国により本債権者に支払われた金銭を取り戻す権利を有しない。）。かかる撤回は、その他のもしくはその後の期限の利益喪失事由または期限の利益喪失事由に関連する本債権者の権利に影響を及ぼさないものとする。

本項において、各々の時点で共和国およびその政府機関が保有する本債券はこれを除外し、償還済とみなす。

期限の利益喪失事由、または、時の経過または通知の付与もしくはその双方により期限の利益喪失事由に該当する事由が発生した場合、共和国はその旨を直ちに公告する。

本項の手続きに要する一切の費用は、共和国の負担とする。

8【債権者集会に関する事項】

未償還の本債券の総額の10分の1以上にあたる本債券を保有する本債権者が共同または単独で書面により債権者集会の開催を財務代理人に対しその本店において請求する場合（かかる本債権者は財務代理人に対し保有証明書を呈示するものとする。）、または共和国が必要と認めるときは、共和国は本債権者の権利に重大な影響を及ぼす可能性がある事項（債券の要項の修正を含む。ただし、かかるいかなる修正も、これが本債券に基づく本債権者の権利放棄の場合を除き、共和国の承認を要する。）を議題とする債権者集会の招集を行う。この場合共和国は、当該債権者集会の招集公告を、開催日の少なくとも21日前までに行う。共和国は、財務代理人が共和国を代理し、債権者集会の招集のために必要な手続きをとり、その議事を進行させる。

本債権者は自らまたは代理人を通じて債権者集会に出席することができる。本人またはその代理人が当該債権者集会に出席しない本債権者は、共和国または共和国を代理する財務代理人が定める規則に従い、書面をもって、または（共和国が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使することができる。当該集会においては、各本債権者はその保有する（その時点で未償還の）本債券の金額に応じて議決権を有する。ただし、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書

を財務代理人に対しその本店において呈示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において共和国または財務代理人に対し保有証明書を呈示しなければならず、さらに、当該本債権者は、交付を受けた保有証明書を口座管理機関に返還するまでは、本債券の振替の申請または抹消の申請をしないものとする。当該集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

- (a) すべての未償還の本債券に関してなされる支払いの猶予、債務もしくは債務不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（b）に記載の事項を除く。）
- (b) すべての未償還の本債券に関する訴訟手続（破産手続その他類似の手続を含む。）に関する事項
- (c) 債権者集会において決議すべき事項の決定を行うために、債権者集会の決議により指名および授權される本債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本債券の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表債権者」という。）もしくは債権者集会の決議により指名および授權される債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更

「第1 募集債券に関する基本事項」において、「特別決議」とは、未償還の本債券の総額の5分の1以上に当たる本債券を保有する本債権者が出席する債権者集会において、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

上記にかかわらず、共和国または本債権者が債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき本債権者の全員が書面または（共和国が電磁的方法による同意の意思表示を認める場合は）電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の債権者集会の決議があったものとみなす。本規定に従い、債権者集会の決議があったものとみなされた場合、共和国は、財務代理人に対し直ちにその旨および当該決議の内容を通知するものとする。

これらの決議は、すべての本債権者に対し、当該集会に出席したか否かを問わず、（適用ある日本法の認める限度で）拘束力を有し、その執行は債権者集会で本債権者が選任した代表者または（もしあれば）決議執行者がこれにあたる。債権者集会において行使された議決権の数およびかかる債権者集会の定足数の算定においては、代理人を通じて、書面をもって、または（共和国が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

本項において、各々の時点で共和国およびその政府機関が保有する本債券はこれを除外し、償還済とみなす。

債権者集会は、日本国東京都で開催される。

本項の手続きに要する一切の費用は、共和国がこれを負担する。

9【課税上の取扱い】

(1) 本債券に関する租税

本債券に関する元利金の一切の支払いは、ポーランド共和国もしくはその下部行政組織により、またはこれらの課税当局もしくはこれらの域内の課税当局により、課され、負担させられ、徴収され、控除されまたは課税されたいかなる性質の税金、賦課金、課徴金または政府関係費用（以下「公租公課」という。）を源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律上要求される場合はこの限りでない。その場合、共和国は、かかる源泉徴収または控除がなされなければ、本債権者または場合により質権者が受領したであろう金額をそれらの者が受領することとなるように追加額を支払う。ただし、当該本債券の保有以外の事由によりポーランド共和国と関係を有するためにかかる本債券に関する公租公課が課される本債権者または関係する質権者が保有する本債券に関しては、かかる追加額は支払われない。

「第1 募集債券に関する基本事項」（本項を除く。）において本債券の元金または利息とは、本項に基づき支払われる追加額を含む。

(2) ポーランド共和国の税制

本項目は本書の提出日時点におけるポーランド共和国の税法およびその解釈に基づいている。したがって本項目に記載の内容は、遡及的な効果を有する変更を含め、変更される可能性がある。いかなる変更も、以下に記載の税務上の取扱いに不利な影響を及ぼす可能性がある。投資家の状況は個別的なものであるため、以下の記載は投資家に関係する可能性のあるあらゆる情報に関して完全な内容とすることを意図していない。本債券の購入を検討する者は、本債券の購入、所有、処分、償還または無対価による譲渡の課税上の取扱いについて各自の専門の税務顧問に相談することが望ましい。以下の情報は、特定の課税項目または特定の納税者（国内外の投資ファンドまたは税務上ポーランド共和国の居住者でない者がポーランド共和国で事業を営む場合）に適用される所得税の免除に関する課税上の取扱いを対象としていない。

以下の段落において「利息」およびその他の項目に言及する場合、ポーランド共和国の税法において理解されている「利息」およびその他の項目を意味する。

(a) 税務上のポーランド共和国の非居住者-個人

ポーランド所得税法21条1項(130)により、税務上ポーランド共和国の居住者でない個人が受領する共和国外の市場で募集された本債券に対する利息およびかかる本債券の有償による処分からの利益に対するポーランド共和国の個人所得税は免除される。

ポーランド所得税法上、原則として、税務上ポーランド共和国の非居住者である個人に対して共和国外の市場で募集された本債券に対して支払われる利息に対するポーランド共和国の源泉徴収はなされないと見込まれる。

(b) 税務上のポーランド共和国の非居住者-法人税納税者

ポーランド法人税法17条1項(50)により、ポーランド共和国に所在せず、同国内に管理事務所を有しない事業体が受領する共和国外の市場で募集された本債券に対する利息およびかかる本債券の有償による処分からの利益に対するポーランド共和国の法人税は免除される。

ポーランド法人税法上、原則として、税務上ポーランド共和国の非居住者である事業体に対して共和国外の市場で募集された本債券に対して支払われる利息に対するポーランド共和国の源泉徴収はなされないと見込まれる。

(3) 日本国の税制

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息および本債券の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者および外国法人が支払を受ける本債券の利息および本債券の譲渡または償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者および外国法人が支払を受ける本債券の利息および本債券の譲渡または償還による所得は、かかる利息および所得がそれぞれ当該恒久的施設に帰せられるべき所得である場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となることがある。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

10【準拠法及び管轄裁判所】

本債券の発行に関する共和国による授権ならびに前記「6 担保又は保証に関する事項」に定める担保権の設定、効力および実行に関する事項を除き、本債券ならびに本債券に基づいて生ずる本債権者および場合により関係する質権者を含む全当事者の一切の権利および義務は、すべて日本国の法律の定めるところに従う。

債券の要項で規定するものを除き、本債券に基づく義務の履行地は日本国東京都とする。

本債券または債券の要項に関する共和国に対する一切の訴訟またはその他裁判所手続きは東京地方裁判所および日本法上同裁判所が決定したまたは発布した判決、命令その他に関連した上訴を審理する権限を有する日本国の裁判所に提起することができ、共和国は、当該裁判所の管轄権に服することに明示的、無条件かつ取消不能の形で合意する。共和国に対する上記の訴訟またはその他裁判所手続きはポーランド共和国内の管轄権を有する裁判所においてもこれを提起することができる。共和国は、共和国またはその資産に関しかかる訴訟またはその他裁判所手続き（訴状の送達、判決の取得、差押さえ、判決の執行その他に関するかどうかは問わない。）から現在有しまたは将来取得されうる免除特権（主権免責特権に基づくかどうかは問わない。）を主張しないことに合意する。ただし、現在または将来の「使節団の公館」（1961年に調印された「外交関係に関するウィーン条約」に定義されている。）または「領事機関の公館」（1963年に調印された「領事関係に関するウィーン条約」に定義されている。）またはそれらに関連するポーランド共和国の軍事施設・軍事資産に関しては、免除特権は放棄されないものとする。

共和国は、日本国内において提起されるかかる訴訟またはその他裁判所手続きに関し、日本国内において送達を受けるための住所として〒100-8136日本国東京都千代田区大手町一丁目1番1号大手町パークビルディング所在のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のその時々住所を指定し、日本国東京都の弁護士小馬瀬篤史氏をもってかかる住所において送達を受けるべき権限ある代理人に指名する。未償還の本債券が存在する限り、共和国はかかる指定および指名が完全な効力を生じ存続するために必要な一切の行為（一切の書類および証書の作成および提出を含む。）を行う。かかる者が何らかの理由によりかかる権限ある代理人として行為することが不可能な場合はいつでも、共和国は直ちに日本国東京都に所在するその後任の権限ある代理人を指名し、かつ当該後任の権限ある代理人の当該指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束し、共和国はかかる後任の代理人の指名を速やかに財務代理人に通知し、実務上可及的速やかに、その旨を公告する。本項の規定は、本債権者が適用ある法律に基づき管轄権を有する法域の裁判所において共和国に対して訴訟またはその他裁判所手続きを提起し、または法律上認められたその他の方法により訴状および司法上その他の裁判上の書類の送達を行う権利を妨げるものではない。

本債券またはそれに関連してなされた命令もしくは判決に関して共和国が支払うべき総額が、（ ）共和国に対する請求をなすかまたは証拠を提出する目的で、または（ ）裁判所その他裁決機関において命令または判決を取得する目的で、または（ ）本債券に関連してなされた命令または判決を執行する目的で、債券の要項に基づき支払われるかまたはかかる命令もしくは判決に基づき支払われるべき通貨（以下「第一通貨」という。）から他の通貨（以下「第二通貨」という。）に転換されなければならない場合、共和国は各本債権者に対し、かかる本債権者が共和国または財務代理人の本店に交付した共和国宛の書面による要求に基づいて、命令、判決、請求または証拠の全部または一部を満足させる額を当該本債権者が受領する際、(x)かかる支払額を第一通貨から第二通貨へ転換する目的上使用した為替レートと、(y)当該本債権者が日常業務において第二通貨で第一通貨を購入する場合の為替レートの差から生じる損失を補償する。

本補償は共和国の別個の独立した債務を構成する。

11【公告の方法】

本債券に関する一切の公告は、日本国の官報（可能な場合）ならびに日本国東京都および大阪市において発行される時事一般を掲載する日本語の日刊紙に各1回これを行う。本債権者各人に対する直接の通知はこれを要しない。共和国が行うべき当該公告は、共和国の請求があった場合に、共和国の費用負担により、共和国に代わって財務代理人がこれを行うものとする。財務代理契約には、必要な時は常に、共和国が、財務代理人に対し、共和国に代わってかかる公告を行うよう書面で請求すべき旨が定められている。

12【その他】

- (1) 本債券の元金または利息の支払期日が日本国における銀行営業日でない場合は、本債権者は、日本国における翌銀行営業日までは支払期日の到来した金額の支払いを受ける権利を有さず、また、かかる支払いの繰延べに関して追加利息またはその他の支払いを請求することができない。
- (2) 本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(3) 本債券の債券原簿は、共和国に代わって財務代理人がこれを作成、管理し、これを財務代理人の本店に備え置くものとする。

(4) 登録信用格付業者による信用格付

(a) 信用格付を特定するための事項

発行者は、本債券について、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号。以下「JCR」という。）に対して、格付の付与を依頼しており、本債券の発行条件の決定後速やかにかかる格付を取得できる見込みである。

発行者は、本書日付現在、JCRからAの外貨建長期発行体格付を付与されている。

(b) 信用格付の前提および限界に関する説明

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRが、その信用格付の付与にあたり利用した情報は、格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

(c) 信用格付に関する情報を入手するための方法

本債券の申込期間中に本債券に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

(5) 無登録格付業者による信用格付

発行者は、本債券について、ムーディーズ・レーティングス（以下「ムーディーズ」という。）に対して、格付の付与を依頼しており、本債券の発行条件の決定後速やかにかかる格付を取得できる見込みである。

発行者は、本書日付現在、ムーディーズからA2の長期発行体格付を付与されている。

(注) ムーディーズは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない（かかる信用格付事業を行う者を以下「無登録格付業者」という。）。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズについては、グループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）を有しており、ムーディーズは当該信用格付業者の特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。ムーディーズが付与する信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブ下にある「開

示」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において公表されている。

第2【売出債券に関する基本事項】

該当なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

グリーンボンドに関する特別記載事項

(1)ポーランド共和国のグリーンボンド・フレームワーク(2025年6月)

グリーンファイナンスの根拠

ポーランド共和国はグリーンボンド商品を発行するためのグリーンボンド・フレームワーク(以下「本フレームワーク」という)を確立した。これは資金需要と国の持続可能性に関する意欲との整合性を高めることを目的としている。グリーンボンド・フレームワークの改訂(2016年12月)により、環境政策と目標に対するポーランド共和国の説明責任とコミットメントが強化された。環境的に持続可能で、低排出で、気候変動に強い未来への移行を可能にするプロジェクトの資金調達や借り換えに関する透明性が増したためである。

ポーランド共和国は、グリーンボンド商品(以下「グリーンボンド商品」という。)が環境上の便益を実証し、それによってパリ協定や国連のSDGsの達成に貢献するプロジェクトを実施する効果的なツールであると考えている。さらに、グリーンボンド商品は、共和国の投資家基盤を多様化し、既存の投資家や格付機関とのエンゲージメントを強化し、グリーンファイナンス市場の成長に貢献する。

本フレームワークの基礎

ポーランド共和国は、グリーンボンド商品を発行するための本フレームワークを確立した。グリーンボンド商品には、適格グリーン支出(以下「適格グリーン支出」という。)のための資金調達や借り換えを目的とした通貨や額面を問わない債券やメディアム・ターム・ノート(MTN)が含まれる。

本フレームワークは以下に基づいている。

- ・国際資本市場協会(以下「ICMA」という。)グリーンボンド原則2021(2022年6月に更新された付属書1を含む)⁽¹⁾
- ・ICMAグリーンボンド発行前チェックリスト/グリーンボンドプログラム2023年版⁽²⁾

また、本フレームワークは以下の4つの主要な構成要素の形でガイダンスを提供する。

1. 調達資金の用途
2. プロジェクトの評価および選定プロセス
3. 調達資金の管理
4. 報告

ポーランド共和国は、業界のベスト・マーケット・プラクティスおよび将来の市場の動向、規制および期待(例えば、ICMAグリーンボンド原則の将来的な変更、および/または持続可能な金融規制に関連する進展)に合わせて、本フレームワークを適宜見直し、更新する可能性がある。本フレームワークの将来のバージョンは、ポーランド共和国のウェブサイト⁽³⁾で公表される独立した専門家による対応するレビューを含め、現在の透明性および開示報告の水準を維持または改善する。

本フレームワークは、ポーランド共和国が発行するすべてのグリーンボンド商品に適用される。疑義を避けるために付言すると、本フレームワークの将来のバージョン(関連する適格基準を含む)およびそのセカンド・パーティー・オピニオンは、本フレームワークの下で発行されるグリーンボンド商品に必ずしも適用されない可能性がある。さらに、本フレームワーク(関連する適格基準を含む)は、本フレームワークの過去のバージョンの下で発行されたグリーンボンド商品には適用されない。

さらに、本フレームワークは、関連性があり適用可能な場合には、EUタクソノミー規則（以下に定義する。）、EUタクソノミー開示委任法、EUタクソノミー気候委任法-付属書 1 およびその後の改正の要素を考慮に入れる。

- (1) https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2022-updates/Green-Bond-Principles_June-2022-280622.pdf を参照のこと。
- (2) <https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2023-updates/Pre-issuance-Check-List-for-Green-Bonds-Green-Bond-Programmes-June-2023-220623.pdf> を参照のこと。
- (3) <https://www.gov.pl/web/finance/issues-international-bonds> を参照のこと。

(2) 調達資金の使途

ポーランド共和国が発行したグリーンボンド商品からの（純）調達額に相当する金額は、以下の表に記載された適格基準（以下「適格基準」という。）に従って、適格グリーン支出のための資金調達またはその借り換えに使用される。

適格グリーン支出は、その全部または一部が、直接的または間接的に、中央政府予算、国家基金および政府機関（特に環境保護・水管理国家基金）、補助金、税金歳出、財務省証券の移転または資本増強（またはこれらすべての組み合わせ）を通じて資金提供される。

適格グリーン支出は、当該グリーンボンド商品が発行される 3 予算年度前（ルックバック期間）、当該グリーンボンド商品が発行される予算年度および当該グリーンボンド商品が発行された 3 予算年度後（フォワードルッキング期間）までに充当されたものに限られる。

グリーンまたはサステナビリティのラベルの下で他の事業者（例えば、IBRD、EBRD、EIB、IFC、世界銀行などの国際開発金融機関）によって資金調達または借り換えられる適格グリーン支出は、関連する環境影響の二重計上を避けるために除外される。

ポーランド共和国のより広範なサステナビリティ戦略と整合し、国連のSDG 2030アジェンダを支援するために、本フレームワークの下で検討される適格基準は、国連のSDGs⁽⁴⁾およびEUの環境目標の達成に直接貢献する可能性がある。

- (4) 持続可能な開発目標に対するICMAハイレベルマッピングに基づく、ICMA適格カテゴリーと国連のSDGsと間のマッピングについては <https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2023-updates/Green-Social-and-Sustainability-Bonds-A-High-Level-Mapping-to-the-Sustainable-Development-Goals-June-2023-220623.pdf> を参照のこと。

除外基準

疑義を避けるために付言すると、グリーンボンド商品は、以下に直接関連する適格グリーン支出のための資金調達またはその借り換えには使用されない。

- ・化石燃料の探査、採掘、抽出、流通および/または精製
- ・タバコの栽培および/または生産
- ・問題視される兵器⁽⁵⁾を含む兵器の製造
- ・賭博
- ・アルコール飲料の製造
- ・土地埋立費用
- ・鉱業

- (5) 問題視される兵器とは、欧州委員会委任規則(EU)2022/1288の付属書 1 の表 1 の指標14に記載されている問題視される兵器のリスト、すなわち「対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器」を指す。

適格カテゴリー	適格基準	国連のSDGs	EUの環境目標への貢献
---------	------	---------	-------------

<p>再生可能エネルギー</p>	<p>以下から電気を生産する電気エネルギー施設の建設および/または運営のための支出： I 風力：陸上および洋上施設 I 太陽光：電力の85%以上が太陽エネルギー源から発電される太陽光発電施設（太陽光発電（PV）プラント、集光型太陽光発電（CSP））</p> <p>以下の製造のための支出： I 再生可能エネルギー指令の下でEU委員会が承認した自主および国家認証制度に従って認証されたバイオガス、輸送用バイオ燃料および/またはバイオ液体⁽⁶⁾</p>	<p>SDGsアイコン7 . エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>SDGsアイコン13 . 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動の緩和</p>
-------------------------	--	--	----------------

<p>グリーンビルディング</p>	<p>以下の基準の少なくとも1つを満たす管理用建物⁽⁷⁾の建設、改装および/または改修のための支出： 1 2020年12月31日以前に建設された建物は、以下のいずれかを有するもの： ㊟ EPCラベルが「A」またはそれ以上；または ㊟ 一次エネルギー需要（PED）に基づく国/地域の建物ストックの上位15%に属する⁽⁸⁾ 1 2020年12月31日より後に建設され、一次エネルギー需要（PED）に基づくエネルギー性能が、地域市場における準ゼロエネルギー建物（「NZEB」）の閾値を10%以上上回る建物⁽⁸⁾ 1 一次エネルギー需要（PED）を30%以上削減する改修を行った建物⁽⁹⁾ 1 適用される建築規制に基づく大規模改修の基準を満たす改修を行った建物 1 以下の認証のうち少なくとも1つを取得した新規、既存または改修された商業用建物： ㊟ BREEAM “Excellent” 以上 ㊟ LEED “Gold” 以上 ㊟ DGNB “Gold” 以上 ㊟ HQE “Excellent” 以上 ㊟ EDGE</p> <p>次のものの設置、保守および/または修理のための支出： 1 EV充電ステーション</p> <p>以下の活動のいずれかにより構成される建物に対する、現場での再生可能エネルギー技術の設置、保守、アップグレードおよび/または修理のための支出： 1 太陽光発電システムおよび付帯技術機器 1 太陽熱温水パネルおよび付帯技術機器 1 太陽熱放射集熱器および付帯技術機器 1 熱交換器/回収システム</p> <p>次の活動のいずれかにより構成される建物のエネルギー効率機器⁽¹⁰⁾の設置、保守、アップグレードおよび/または修理のための支出： 1 外壁（グリーンウォールを含む）、屋根（グリーンルーフを含む）、ロフト、地下室および地上階（気密対策、熱橋、足場の影響低減対策等）などの既存のエンベロップ構成部品に対する断熱材、および建物エンベロップへの断熱材適用製品（機械的固定具および接着剤を含む） 1 エネルギー効率の高い新しい窓を備えた既存の窓 1 エネルギー効率の高い新しいドアを備えた既存の外部ドア 1 エネルギー効率の高い光源 1 高効率技術を備えた地域暖房サービスに関連する機器を含む、暖房、換気、空調（HVAC）および給湯システム</p> <p>以下のいずれかにより構成される建物のエネルギー性能に関連する支出： 1 建物のエネルギー性能の改善に関連する技術相談（エネルギーコンサルティング、エネルギーシミュレーション、プロジェクト管理、エネルギー性能契約の作成、専門研修） 1 認定されたエネルギー監査および建物性能評価 1 エネルギー管理サービス 1 エネルギー性能契約 1 エネルギーサービス会社（ESCO）が提供するエネルギーサービス</p> <p>除外基準：化石燃料の抽出、貯蔵、輸送および製造を目的として設計された建物</p>	<p>SDGsアイコン7 . エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>SDGsアイコン11 . 住み続けられるまちづくりを</p> <p>SDGsアイコン13 . 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動の緩和</p>
--------------------------	---	---	----------------

<p>グリーンインフラ</p>	<p>以下の基準のいずれかを満たす電力システムにおける送配電インフラおよび/または設備の建設および/または運転のための支出：</p> <p>1 システムが相互接続された欧州システム、すなわち、EU加盟国、ノルウェー、スイスおよび英国の相互接続された管理区域およびその下位システムである；または</p> <p>1 システムにおける新たに有効となった発電容量の67%超が、5年間のローリング期間において、発電基準に従ってライフサイクルベースで測定した発電閾値100gCO₂e/kWhを下回っている。</p> <p>除外基準：</p> <p>1 変電所またはネットワークと、ライフサイクルベースで測定した温室効果ガス集約度が100gCO₂e/kWh以上の発電プラントとの間の直接接続の構築または既存の直接接続の拡張に特化したインフラ</p> <p>1 指令（EU）2019/944第20条のスマートメータリングシステムの要件を満たさないメータリングインフラの設置</p>	<p>SDGsアイコン13 . 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動の緩和</p>
-----------------	--	---	----------------

以下の購入、資金調達、レンタル、リース、運営、建設、保守
 および/または近代化のための支出：

- 1 **ゼロエミッション車両（ZEV）**：電気、水素またはその他のゼロエミッションの旅客/貨物および/または小型/大型車両
- 1 **ゼロエミッションの鉄道輸送**：（電気、バッテリー電気、水素またはその他のゼロエミッションの旅客列車/貨物列車および/または客車/貨車
- 1 以下の少なくとも1つに該当する**ゼロエミッションの道路および/または鉄道輸送のためのインフラ**：
 - ※ EV充電および水素補給ステーション
 - ※ インフラ、エネルギー、車載制御デマンドおよび信号、および/またはトラックサイド制御コマンドおよび信号サブシステム⁽¹¹⁾で、以下のいずれかのためのもの：
 - n 電化されたトラックサイドインフラおよび関連サブシステム；または
 - n 以下のいずれかに該当する新規および既存のトラックサイドインフラおよび関連サブシステム：
 - 1 線路および電車の運行に必要な範囲で、側板について電化する計画がある；または
 - 1 当該インフラが稼働開始から10年以内にテールパイプCO₂排出量ゼロの電車での使用に適している；または
 - n 2030年までは、以下の一部ではない既存のトラックサイドインフラおよび関連サブシステム：
 - 1 TEN-Tネットワークおよび第三国への当該ネットワークを示唆するものの拡張；または
 - 1 全国的、超国家的または国際的に定義された主要な鉄道路線のネットワーク
 - ※ 次のいずれかに専用のインフラおよび/または設備：
 - n 異なる輸送システム間の貨物の積み替え（モーダルシフト）：貨物の積み込み、積み下ろしおよび積み替えのためのターミナルインフラおよび上部構造；または
 - n 鉄道から鉄道へまたは他の輸送システムから鉄道への旅客の移動
 - ※ 効率、容量または省エネルギーの増加を可能にするデジタルツール
 - ※ 電化された鉄道インフラの使用による騒音および振動の最小化に特化した措置：
 - n 音響スクリーン
 - n レール吸収材
 - n 回折装置
 - 1 **低炭素空港および航空機のためのインフラ**であって、少なくとも次のいずれかに該当するもの：
 - ※ 当該インフラは、固定された地上電力および事前調整された空気を静止中の航空機に提供することに特化している。
 - ※ 当該インフラは、空港自体の運営による直接排出ゼロのパフォーマンスに特化している：充電ポイント、電力網接続のアップグレード、水素燃料補給ステーション
 - 1 以下の少なくとも1つに該当する**低炭素の水上/海上輸送を可能とするインフラ**：
 - ※ 当該インフラは、直接（テールパイプ）CO₂排出量ゼロの船舶の運航に特化している：充電、水素ベースの燃料補給
 - ※ 当該インフラは停泊中の船舶に対する陸上電力の供給に特化している。
 - ※ 当該インフラは直接（テールパイプ）CO₂排出量ゼロでの港湾自身の操業のパフォーマンスに特化している。
 - ※ 当該インフラおよび設備はモーダルシフトに特化している：貨物の積み込み、積み下ろしおよび積み替えのためのターミナルインフラおよび上部構造物。
 - ※ モーダルシフトを可能にし、直接（テールパイプ）CO₂排出量がゼロの船舶による使用に適合させるために必要な既存インフラの近代化であって、検証された気候変動耐性評価の対象となっているもの⁽¹²⁾

クリーンな輸送

SDGsアイコン7 .
 エネルギーをみんなに
 そしてクリーンに

SDGsアイコン13 .
 気候変動に具体的な対策を

気候変動の緩和
 汚染の防止と制御

<p>天然生物資源および土地利用の環境的に持続可能な管理</p>	<p>除外基準：化石燃料専用の輸送および/または貯蔵 以下に対する支出：</p> <p>1 国内法またはEU法に従って管理された新規植林および/または森林保全、または以下のいずれかに従って認証されたもの： ㊦ 森林管理協議会（FSC）基準 ㊦ 森林認証プログラム（PEFC）</p> <p>除外基準： ㊦ 木材生産に完全に特化した活動 ㊦ 開発地域（かつて採掘されていた土地等）の植林 ㊦ 自然景観の転換（泥炭地、高炭素蓄積（HCS）地など）</p> <p>1 国内法またはEU法に従って、以下を促進する持続可能な農業慣行： ㊦ 土壌および水の保護 ㊦ 保水および水管理 ㊦ 作物管理：輪作、被覆作物の利用、作物の多様化</p> <p>1 次の事項を含む生物多様性の保全、維持保護および/または保護のための措置： ㊦ ナチュラ2000地区内の生息地および/または絶滅のおそれのある鳥類 ㊦ ナチュラ2000地区外の生息地 ㊦ 絶滅のおそれのある動植物の遺伝資源 ㊦ 伝統的な果樹品種の果樹園</p> <p>1 EUまたは各国の法律に従って認証された有機農業および作物</p> <p>除外基準： 1 高炭素蓄積地の転換 1 畜産専用プロジェクト 1 化石燃料消費のロックインを回避するため、主に化石燃料を使用する機器・設備の購入・改良。バイオ燃料への燃料転換をもたらす活動は適格である。 1 遺伝子組換え生物および作物 1 水域の良好な状態および良好な生態学的ポテンシャルを悪化させるプロジェクト、ナチュラ2000地区の保全目標に重大な影響を与えるプロジェクト</p>	<p>SDGsアイコン14． 海の豊かさを守ろう</p> <p>SDGsアイコン15． 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>生物多様性と生態系の保護と回復</p>
<p>気候変動への適応</p>	<p>洪水および/または干ばつリスクの防止および保護のための構造インフラの設計、建設、拡張、復旧、運営および教育のための支出：</p> <p>1 工学的構造インフラ：対策には、堤防、河川堤防、集水域の貯留能力を高めることによって洪水を制御するための洪水調節対策のための緩衝流域、水流を調節するための水力学的構造物および土砂制御構造物が含まれる場合がある。</p> <p>1 自然に基づくソリューション：対策には、大規模な自然に基づく洪水または干ばつ管理ソリューションの計画、建設、拡張および運営、ならびに自然の保水、生物多様性および水質の向上に寄与する対策が含まれる場合がある。</p>	<p>SDGsアイコン7． エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>気候変動への適応</p>
<p>持続可能な水・排水管理</p>	<p>以下の建設、拡張、近代化、運営および/または更新のための支出：</p> <p>1 漏水レベルが少なくとも20%削減された給水ネットワーク</p>	<p>SDGsアイコン6． 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>SDGsアイコン11． 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>水と海洋資源の持続可能な利用と保護</p>

- (6) 適格となる可能性のあるスキームのリストについてはhttps://energy.ec.europa.eu/topics/renewable-energy/bioenergy/voluntary-schemes_enを参照のこと。
- (7) サービスが公衆に直接提供される政府庁舎および公共施設と定義される。
- (8) ポーランド共和国は、適格なグリーンビルディング支出が行われている国/地域の建物ストックの文脈において、上位15%およびNZEB-10%を定義するために外部コンサルタントを起用することがある。
- (9) 改修前のエネルギー性能は、実績または参照エネルギーデータ、エネルギーラベルまたは建物が建築された年に適用されていた建築規制に基づく推定エネルギー使用量に基づくことができる。

- (10) かかる活動は、指令2010/31/EUを実施するために適用される国内措置において個々の構成部品およびシステムに設定された最低要件に適合しなければならず、さらに適用がある場合には、規則(EU)2017/1369および同規則に基づいて採択された委任法令に従って、エネルギー効率の上位2位までの居住クラスに格付けされなければならない。
- (11) 欧州議会および理事会の指令(EU)2016/797の付属書II.2に定義されている。
- (12) 委員会通知-2021-2027年の期間におけるインフラの気候耐性に関する技術ガイダンス(2021/C 373/01)に基づく。

(3) プロジェクトの評価および選定プロセス

ポーランド共和国は、本フレームワークの「調達資金の使途」セクション(上記(2)参照)で概説されている適格基準に従って、適格グリーン支出の適格性を決定する意思決定プロセスを確立した。

適格グリーン支出は、専門の省庁間グリーンファイナンス作業部会(以下「作業部会」という。)によって選定される。作業部会は、財務省によって主宰され、以下の省庁の代表者で構成される。

- ・インフラ省
- ・農業農村開発省
- ・気候環境省

作業部会は少なくとも年1回会議を開催する。

作業部会は以下を担当する。

- ・ポーランド共和国のグリーンボンド・フレームワークの内容をレビューし、国家戦略、技術、市場、規制の進展の変化をベストエフォートベースで反映するように更新する。
- ・セカンド・パーティー・オピニオン(SPO)や外部コンサルタントによる関連文書などの外部文書の更新を開始する。
- ・本フレームワークに定められた適格基準に沿って適格グリーン支出を評価および選定し、適格基準に適合しなくなったプロジェクトまたは処分されたプロジェクトを除外し、そのような場合には必要に応じてプロジェクトを入れ替える。
- ・グリーンボンド商品による調達資金の適格グリーン支出への配分を監督する。
- ・配分および影響報告(外部保証報告書を含む)を監督、承認および公表する。ポーランド共和国は、独自の評価に加えて、外部コンサルタントおよびそのデータソースに依拠することができる。
- ・適格グリーン支出に関連するマイナスの社会的および/または環境的影響の既知の重大なリスクを特定するための内部プロセスを監視する。
- ・上記に関して、関連する事業金融セグメントおよびその他のステークホルダーと連携する。

さらに、ポーランド共和国は、すべての適格グリーン支出が、公式の国内および採用された国際的な環境および社会基準、ならびに現地の法令に準拠していることを保証する。これらの法令は、とりわけ新規プロジェクトおよびインフラの保守に必要な許可を取得する一環として、現地当局によって監視および執行される。

環境および社会リスク評価のフレームワーク

ポーランド共和国のグリーンボンド商品を通じて資金調達された適格グリーン支出の対象となるプログラムおよびプロジェクトは、政府の政策および手続によって厳格に規制されている。

清潔で健康的で持続可能な環境に対する権利は、ポーランド共和国憲法にうたわれている。そのため、環境保護法の一般原則は、第5条(持続可能な開発)、第74条(生態系の安全性の保護)および第86条(悪影響に対する責任)に含まれている。ポーランド共和国憲法には、批准されているすべての国際条約およびEU規則が明記されており、それによってポーランド共和国の法制度が形成されている(第9条、第97条、第89条および第91条)。

2001年環境保護法(EPA)は、ポーランド共和国におけるすべての商業および環境活動の中核となる法的枠組みである。この法律は、国家レベルでの管理、計画および意思決定の枠組みを確立し、一次および二次立法を通じて環境保護に関連する事項を規制する。EPAは、国際条約やEU法を現地法に転換する規制手段の包括的なリストをカバーしている。

気候環境省は、環境に関する法律および戦略の制定と実施に責任を負う最高の国家機関である。同省、環境保護主監察局および環境保護総局は、ポーランド共和国の環境資源の利用を規制する。環境保護主監察局は環境保護規定の遵守を監督するのに対して、環境保護総局は、環境影響評価(EIA)を発行する。

(4) 調達資金の管理

グリーンボンド商品からの（純）調達資金は、ポーランド共和国により適切な方法で管理、追跡および監視される。

完全な配分が行われるまでの間、配分されていない（純）調達資金は、その他の債務の返済やその他の資本管理活動に充てるため、ポーランド共和国の裁量により、ポーランド共和国の財務政策に従って（現金、預金その他の金融市場商品として）一時的に管理される。ポーランド共和国は、一時的に配分されていない（純）調達資金を上記「(2) 調達資金の用途」に示された除外基準に従って、それら除外対象となる目的に対して投資しないことを確約している。

グリーンボンド商品の元利金の支払いは一般会計から行われ、適格グリーン支出の実施に直接紐づかない。

(5) 報告

ポーランド共和国は、グリーンボンド商品から調達した資金の適格グリーン支出への配分と影響に関する報告書を毎年、および完全な配分が行われるまで（または満期まで）、即時に入手可能な状態を維持する。報告書は、少なくとも適格カテゴリーの合計レベルに基づき、同国のウェブサイト⁽¹³⁾で公開される。

ポーランド共和国は、影響報告をICMA「ハンドブック-影響報告のための調和された枠組み（2024年6月）」⁽¹⁴⁾および/またはNPSI「グリーンボンド影響報告に関するポジションペーパー（2024年3月）」⁽¹⁵⁾と整合させる意向である。

(13) <https://www.gov.pl/web/finance/issues-international-bonds>を参照のこと。

(14) <https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2024-updates/Handbook-Harmonised-Framework-for-Impact-Reporting-June-2024.pdf>を参照のこと。

(15) <https://www.regionstockholm.se/4947e8/contentassets/f9068bd8b0be4a3bb78020d0f034d1c2/nordic-position-paper-2024.pdf>を参照のこと。

配分報告書

配分報告書には次の情報が含まれる。

- ・ 特定された適格グリーン支出のカテゴリーごとの規模
- ・ （該当する場合）未配分の資金の残高
- ・ 新規調達⁽¹⁶⁾および借り換えの金額または割合
- ・ 可能な場合は、支出の業種

(16) 新規調達とは発行後に調達される支出を指す。

影響報告書

影響報告書は、次の表に詳述されているような影響指標、または特定のプロジェクトに使用されるその他の指標を提供することがある。

適格カテゴリー	潜在的出力指標	潜在的影響指標
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ∅ 再生可能エネルギー総設備容量 [MW] ∅ 推定年間再生可能エネルギー発電量 [MWh] ∅ 最終総エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合 [%] ∅ 電力の最終総エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合 [%] ∅ 再生可能エネルギー源からの一次エネルギー生産の割合 [%] ∅ 再生可能エネルギー輸送事業者からの電力生産 [GWh] 	<ul style="list-style-type: none"> ∅ 削減または回避された年間GHG排出量の推定値 [tCO₂e/年]

<p>グリーンビルディング</p>	<ul style="list-style-type: none"> ∅ エネルギー性能証明書（EPC）を取得した建物の容積/数 [m²/棟] ∅ 冷暖房の最終総エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合 [%] ∅ 設置されたEV充電ポイント数 [ポイント] 	<ul style="list-style-type: none"> ∅ 削減または回避された年間GHG排出量の推定値 [tCO₂e/年] ∅ 削減または回避された年間エネルギー消費量の推定値 [kWh/年]
<p>グリーンインフラ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ∅ エネルギー効率指数（ODEX） ∅ 輸送/配電系統に接続された再生可能エネルギー発電容量 [MW] ∅ 新規に設置されたLV/MV/HVグリッド [km] ∅ グリッドの長さ [km] 	<ul style="list-style-type: none"> ∅ 削減または回避された年間GHG排出量の推定値 [tCO₂e/年] ∅ 削減または回避された年間エネルギー消費量の推定値 [kWh/年]
<p>クリーンな輸送</p>	<ul style="list-style-type: none"> ∅ ゼロエミッション車（ZEV）の台数 [台] ∅ ゼロエミッション鉄道輸送の件数 [件] ∅ ゼロエミッション道路および/または鉄道輸送用インフラ（例：EV充電ステーション、水素ステーション等）の件数 [件]ならびに低炭素空港インフラの件数 [件] ∅ 低炭素水上/海上輸送を可能にするインフラの件数 [件] ∅ 新しい輸送手段の旅客/トンキロ [km] ∅ 輸送における最終総エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合 [%] ∅ 道路輸送施設からの汚染物質排出 [t] 	<ul style="list-style-type: none"> ∅ 削減または回避された年間GHG排出量の推定値 [tCO₂e/年] ∅ 削減年間GHG排出原単位の推定値 [貨物輸送活動の場合はtCO₂e/トンキロ、旅客輸送活動の場合はtCO₂e/旅客キロ] ∅ 自動車走行距離の推定削減量 [km]
<p>天然生物資源および土地利用の環境的に持続可能な管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ∅ 有機農業および/または有機耕作の認証を受けた区域 [箇所] ∅ 認証された植林または森林保全地域の面積 [ha] ∅ 認証された持続可能な農業/林業 [%] ∅ 底生生物への影響が最小の場所 [%] ∅ 自然保護区を含む植林/保全された面積 [ha] ∅ 平均種数（MSA） [種] 	<ul style="list-style-type: none"> ∅ 削減、隔離または回避された年間GHG排出量の推定値 [tCO₂e/年]
<p>気候変動への適応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ∅ 人工構造インフラの件数 [件] ∅ 自然に基づく解決策の件数 [件] 	<ul style="list-style-type: none"> ∅ 洪水被害コストの推定削減額 [ユーロ]
<p>持続可能な水・排水管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ∅ インフラが処理する水の人当量（PE）数 [p.e.] ∅ 下水道網 [km] ∅ 水生産性（一定価格で表した国内総生産と水消費量または国民経済と人口のニーズとの関係） [ズウォティ/m³単位の消費量]⁽¹⁷⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> ∅ 送水または配水において削減された水損失の年間推定量 [m³/年]

(17) 2000年を基準年度とする。

入手可能性に応じて、かつ秘密保持契約に従い、ポーランド共和国は、関連する事例研究により上記の指標の補完を求める可能性がある。

ポーランド共和国は、公開された影響を推定し、計算するための手法を開発するために、専門のコンサルタントを任命することができる。

(6)外部レビュー

セカンド・パーティー・オピニオン（債券発行前）

サステナリティクス（Sustainalytics）社は、本フレームワークとICMAグリーンボンド原則2021（2022年6月に更新された付属書1を含む）との整合性をレビューした。セカンド・パーティー・オピニオンは、ポーランド財務省のウェブサイトに掲載されている⁽¹⁸⁾。

(18) <https://www.gov.pl/web/finance/issues-international-bonds>を参照のこと。

検証（債券発行後）

ポーランド共和国は、完全配分まで（または満期まで）毎年、グリーンボンド商品の適格グリーン支出への配分に関する外部レビュー提供者（例：国家監査官）による保証レポートを要請する。

グリーンボンドに関する免責事項

(1)本フレームワークに関する免責事項

本フレームワークのいかなる内容も、いかなる契約またはコミットメントの基礎を形成するものではなく、また、いかなる契約またはコミットメントに関連しても依拠されるものではない。潜在的な投資家は、独自の投資判断を行う必要がある。

本フレームワークに含まれる情報および意見は、公表日現在のものであり、予告なしに変更されることがある。さらに、これらの情報および意見は、将来のパフォーマンスを保証または予測するものではなく、リスクと不確実性に左右される。

ポーランド共和国のグリーンボンド商品からの調達資金を適格グリーン支出に使用することが、現在または将来の適用される法律または規制、または投資家自身の定款またはその他の管理規則または投資ポートフォリオの指図によって、当該投資家またはその投資が遵守することが要求または意図されている投資基準またはガイドライン（特に適格グリーン支出の対象または関連するプロジェクトまたは資金使途の直接的または間接的な環境への影響に関するもの）による現在または将来の投資家の期待または要求を全体的または部分的に満たすことを保証するものではない。

(2)グリーンボンド基準への準拠に関する一般的な免責事項

共同主幹事会社はいずれも、本グリーンボンドの社会、環境およびサステナビリティに関する評価について一切の責任を負わず、また、本グリーンボンドが「グリーン」、「サステナブル」、「ソーシャル」もしくはこれらに類するラベルに関する投資家の期待または要求（持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関するEU規則2020/852（以下「EUタクソノミー規則」という。）及び関連する技術的スクリーニング基準、欧州グリーンボンド基準を創設するため2023年10月23日に欧州理事会が採択した規則、金融サービス部門におけるサステナビリティ関連の開示に関するEU規則2019/2088（SFDR）ならびに実施法令およびガイドライン、または英国における類似の法令、または市場基準もしくはガイダンス（グリーン、サステナビリティもしくはソーシャルボンド原則、またはICMAが公表するその他類似の原則もしくはガイダンス（以下「ICMA原則」という。））、または随時進展する当該ラベルもしくは市場基準の要求を含むがこれらに限られない）に適合するか否かについていかなる表明、保証または確約もしない。共同主幹事会社はいずれも、（ ）本グリーンボンドによる調達資金の使途もしくは配分、（ ）当該資金の使途に関する影響、モニタリングもしくは報告、または（ ）当該グリーンボンドと本グリーンボンド・フレームワークとの整合性または本グリーンボンド・フレームワークと適用あるICMA原則との整合性について責任を負っておらず、さらに（ ）共同主幹事会社はいずれも、当該グリーンボンドの発行による調達資金純額の全部の配分を可能とするために十分な適格プロジェクト（以下「第3 資金調達の目的及び手取金の使途」に定義される。）が常に存在することを確保することを約束するものではない。また、共同主幹事会社はいずれも、ポーランド共和国が随時公表するグリーンボンド・フレームワークの評価（当該グリーンボンド・フレームワークに規定されるグリーンボンドに関連する適格基準の評価を含む）について責任を負っていない。

(3)セカンド・パーティー・オピニオンに関する一般的な免責事項

セカンド・パーティー・オピニオンは意見の表明であって事実の表明ではない。本グリーンボンドの発行に関連して提供されたあらゆるセカンド・パーティー・オピニオンまたは第三者の意見、レビューもしくは証明（外部レビュー実施者により債券発行後に作成された報告書を含む）の適切性または信頼性について、共同主幹事会社は表明または保証を一切行わない。本書の日付現在、かかる意見、レビュー、証明および債券発行後の報告書の提供者は、特定の規制その他の制度または監督の対象となっていない。セカンド・パーティー・オピニオンおよびその他のかかる意見、レビュー、証明または債券発行後の報告書は、共同主幹事会社またはその他の者による当該債券の購入、売却または保有の推奨ではなく、また、そのようにみなされるべきものではなく、これらは発行された日の時点においてのみ最新の内容である。投資を検討している投資家は、かかる意見、レビュー、証明または債券発行後の報告書および/またはこれらに記載された情報の

妥当性について、自ら判断しなければならない。セカンド・パーティー・オピニオンまたはかかるその他の意見もしくは証明の基礎となる基準および/または考慮事項は、いつでも変更される可能性があり、セカンド・パーティー・オピニオンは、いつでも修正、更新、補足、差替、および/または撤回される可能性がある。セカンド・パーティー・オピニオンまたはその他の意見もしくは証明が撤回された場合には、本グリーンボンドの価値に重大な悪影響が及ぶ可能性があり、および/または特定の目的に使用される有価証券に投資するようポートフォリオ・マニフェストを有する一定の投資家に悪影響が生じる可能性がある。ポーランド共和国が随時公表するグリーンボンド・フレームワークも、レビューおよび変更の対象となることがあり、随時修正、更新、補足、差替および/または撤回されることがあり、後継のバージョンの内容は本書の記述と異なるものとなる可能性がある。

第3【資金調達目的及び手取金の使途】

<第(未定)回円貨債券>

本債券の純手取金は、共和国予算の借入需要の資金調達のために使用される。

<第(未定)回グリーンボンド>

ポーランド共和国は、本債券の純手取金と同額の資金を、本フレームワークに準拠したプロジェクト、資産および使途(以下「適格プロジェクト」という。)に充当する予定である。

第4【法律意見】

本債券の募集に係る訂正発行登録書および発行登録追補書類の提出が適法であることについての意見を含む法律意見書は当該発行登録追補書類に添付され、その内容は同書に記載される。

第5【その他の記載事項】

発行登録目論見書の表紙には、本債券の名称、共同主幹事会社および共和国の名称ならびにポーランド共和国の国章が記載される。

本債券の名称およびその注記には、以下のものを使用する予定である。

「第(未定)回ポーランド共和国円貨債券(2026)

第(未定)回ポーランド共和国円貨債券(2026)(グリーンボンド)

注:発行者は、以下に記載される引受人を共同主幹事会社として、円貨債券および/または円貨債券(グリーンボンド)を単数本または複数本立てで起債する予定である。」

当該発行登録目論見書の表紙の裏面には、次の文章が記載される。

「本債券については、債券の管理会社は設置されておりません。このため、発行者が本債券に基づく義務を履行しない場合など、本債券の元利金の支払いを受取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要に応じて、各々の本債権者(本書に定義される。)が各自で行わなければなりません。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本債権者との間で代理もしくは信託関係を有するものでもありません。」

<上記本債券以外の債券に関する情報>」

第二部【参照情報】

以下の訂正が「第二部 参照情報」においてなされる。訂正箇所は下線で示されている。

(訂正前)

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)
2025年6月26日関東財務局長に提出

会計年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)
2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

会計年度(自2026年1月1日 至2026年12月31日)
2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定

< 中略 >

7 【訂正報告書】

該当なし

< 後略 >

(訂正後)

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)
2025年6月26日関東財務局長に提出

会計年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)
2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

会計年度(自2026年1月1日 至2026年12月31日)
2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定

< 中略 >

7 【訂正報告書】

上記会計年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)の有価証券報告書の訂正報告書を2026年2月4日関東財務局長に提出

< 後略 >